

- ・ 医師の労働環境の改善を図る。
- ④ その他
- ・ 産前産後の休業期間中の社会保険料負担の取扱いについて、必要となる財源にも留意しつつ、育児休業と同様に免除にすることを含めて検討する。
 - ・ 産前産後休業者及び育児休業者も含めた労働力人口を把握することについて検討する。
 - ・ 女性の継続就業率を継続的に把握することについて検討する。

5. おわりに

以上の点及び他分科会における検討も踏まえ、今後、具体的な施策の見直し等の検討を行うとともに、それらの施策を実効ある形で進めるために、地方公共団体や企業の行動計画、さらには「子ども・子育て応援プラン」の見直しにつなげていくことが必要である。